

食品表示法について (品質に関わること)

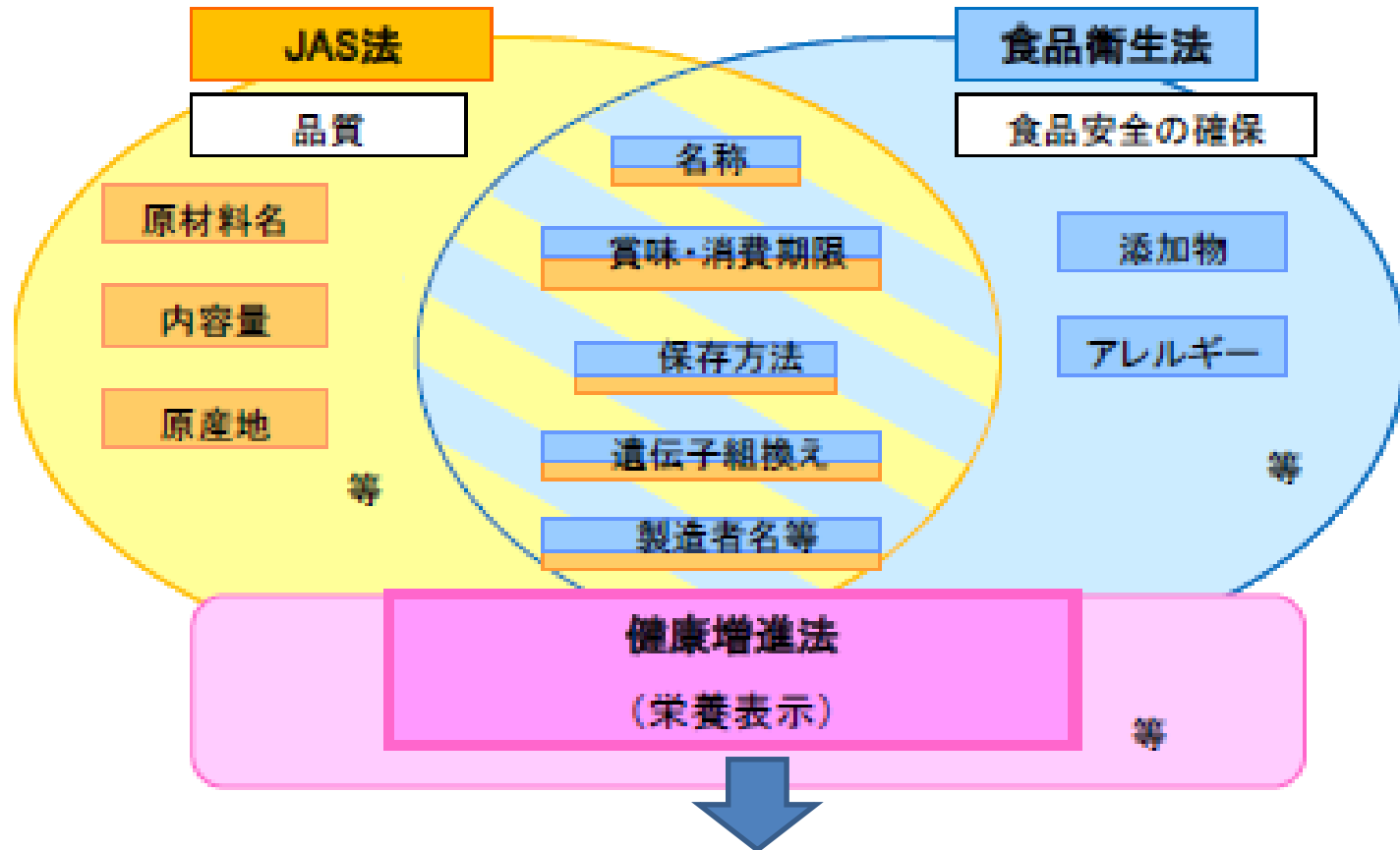
令和5年11月 県北農林事務所

本日の内容

食品表示法及び米トレーサビリティー法について

- 食品表示法の概要（品質事項）
- 食品表示基準の変更点について
- 米トレーサビリティー法の概要

食品表示法とは…



食品表示法

3法の食品表示に関する部分が一元化！

生鮮食品

表示義務事項

◆名称

◆原産地

※内容量

※販売業者名

輸入品である場合は
原産国名を表示

玄米（精米）は個別
に表示義務事項が定
められている

※計量法で定められているもの
は表示が必要
例：袋詰め（密封）された豆類

原産地の記載方法

農産物：国産品にあつては
都道府県を記載
(市町村名なども可能)

水産物：国産品にあつては水域名
または地域名を記載
(水域名が困難であれば、
水揚げした港が属する
都道府県名)

畜産物：国産品にあつては「国産」
(主たる飼養地が属する
都道府県名等でも可能)

輸入品は
原産国名を
記載すること

記載例

たい刺身用

福島県産(養殖)

消費期限 2022.10.10

保存方法 4℃以下で保存

〇〇株式会社 △△店

福島県〇〇市〇〇〇

名称

きゅうり

原産地

福島県

販売者

福島 太郎

福島市△△

〇〇-□

豚ロース肉 (国産)

消費期限 2022.10.10

保存方法 4℃以下で保存

〇〇食肉株式会社

福島県〇〇市〇〇〇

100g当たり (円) 1 3 5

正味量 (g) 3 0 0

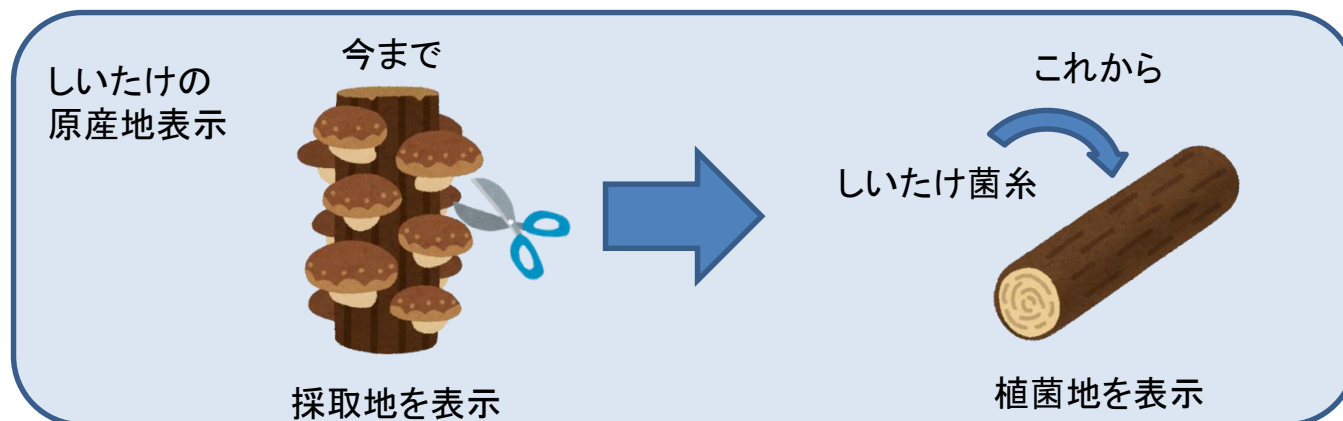
4 0 5

お値段 (円)

しいたけ（原木又は菌床栽培）の原料原産地表示について

- 令和4年3月30日
消費者庁の食品表示基準Q&Aが改正され、しいたけについて、**原木又は菌床培地に種菌を植え付けた場所（植菌地）を原産地として表示**することが示されました。

生鮮しいたけ → 令和4年9月末まで
しいたけ加工食品 → 令和5年3月末まで



福島県から原産地表示についてお願い

名称	ふきのとう(栽培)
原産地	<u>福島県〇〇市／町／村</u>
販売者	福島 太郎 福島市△△ 〇〇－□

※農産物を販売する場合
「原産地」については
「**市町村名**」でお願い
します。

- 原発事故に伴う出荷制限等は、「市町村単位」でかかっています。
- きのこ・山菜類については、「栽培・野生の別」まで記載するようお願いします。
- 上記のことを記載することで、消費者の方により正しく情報を伝えることができます。適切な表示について、ご協力お願いいたします。

記載例①（参考：食品表示基準 Q & A（玄米精米－2））

（農産物検査法による証明を受けている場合）
 （その表示の根拠資料を保管している場合）

名 称	精 米		
原 料 玄 米	産 地	品 種	産 年
	単一原料米 福島県産 コシヒカリ 令和4年産 農産物検査証明による確認		
内 容 量	10kg		
精 米 時 期	令和4年10月上旬		
販 売 者	○○米穀株式会社 福島県福島市△△□□－▽ 024－○○○－○○○○		

記載例②（参考：食品表示基準 Q & A（玄米精米－2））

（農産物検査法による証明を受けた原料玄米と証明を受けていないが根拠資料を保管している原料玄米を混合した場合その確認方法を表示する場合）

名 称	精 米		
	産地	品種	産年
原 料 玄 米	単一原料米 福島県産 コシヒカリ 令和4年産 農産物検査証明による確認 種子の購入記録及び生産記録による確認		
内 容 量	10kg		
精 米 時 期	令和4年10月上旬		
販 売 者	○○米穀株式会社 福島県福島市△△□□－▽ 024－○○○－○○○○		

～精米表示に関する食品表示基準が改正されています～

**米袋の一括表示欄の表示事項を「精米時期」として
してください。
表示事項に「精米年月日」は使用できません。**

<変更前>

名 称	精 米		
	産 地	品 種	産 年
原料玄米	単一原料米		
	〇〇県	〇〇ヒカリ	〇〇年度
内容量	〇 kg		
精米年月日	22.03.01 又は 22.03.上旬		
販売者	〇〇米穀株式会社 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇 〇-〇〇 電話番号 〇〇〇 (〇〇〇) 〇〇〇〇		

<変更後>

名 称	精 米		
	産 地	品 種	産 年
原料玄米	単一原料米		
	〇〇県	〇〇ヒカリ	〇〇年度
内容量	〇 kg		
精米時期	22.04.01 又は 22.04.上旬		
販売者	〇〇米穀株式会社 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇 〇-〇〇 電話番号 〇〇〇 (〇〇〇) 〇〇〇〇		

- ◆ 食品表示基準の一部改正により、令和2年3月27日から一括表示欄の表示事項の記載が「精米年月日」から「精米時期」に変更となりました。
- ◆ すでに製造された米袋を有効活用する観点から、令和4年3月31日まで経過措置期間が設けられていましたが、**令和4年4月1日以降、表示事項は「精米時期」と表記することが必須**となります。表示事項を変更した新しい米袋を使用してください。

既存の米袋は、
・シールを貼る
・二重線で訂正する
対応も可能です。

- ◆ 同時に、表示内容について、年月旬（上旬/中旬/下旬）表示が可能となっており、この機会に、年月日表示（例：22.04.01）から年月旬表示（例：22.04.上旬）への切替えをご検討ください。

※ 同様に「調製年月日」「輸入年月日」はそれぞれ「調製時期」「輸入時期」と表記する必要があります。

詳しくはこちら

精米表示

検索



<https://www.maff.go.jp/j/syouan/kei/kaku/soukatsu/200414.html>

お問合せ先
農林水産省農産局企画課
担当：企画班
直通：03-6738-8964

精米時期の表示方法

- 記載例

(1) 時期表示 (推奨)

04. 10. 上旬

22. 10. 上旬

4. 10. 上旬

2022. 10. 上旬

(2) 年月日表示

令和4年10月1日

2022. 10. 01

R04. 10. 01

22. 10. 01

※【上旬】 : 月の1日から10日

【中旬】 : 月の11日から20日

【下旬】 : 月の21日から末日

加工食品 表示義務事項

- ◆ 名称
- ◆ 原材料名（原料原産地名）
- ◆ 添加物
- ◆ 内容量
- ◆ 賞味（消費）期限
- ◆ 保存方法
- ◆ 製造者
（加工者、販売者）
- ◆ その他
原産国名（輸入品の場合）

一部の加工食品にのみ
義務付けられていた原
材料の産地表示がすべ
ての加工食品に拡大

名称について

- 加工食品の内容を表す一般的な名称を表示。
- 乳及び乳製品
乳及び乳製品の成分規格等に関する省令第2条の定義に従って種類別を表示。
- 食品表示基準別表第4において、別途名称の表示方法が定められている食品はそれに従って表示。
例) 農産物缶詰及び農産物瓶詰、トマト加工品 など
- 食品表示基準別表第5で定められた食品の名称は、その加工食品以外には使用不可。
例) トマト加工品、乾しいたけ など

〈複合原材料の表示〉

複合原材料とは？

- ・ ココア調製品
- ・ 加糖卵黄
- ・ もち米粉調製品 など

→ 2種類以上の原材料からなる原材料のこと

※複合原材料の原材料を省略できる場合や構成する原材料を分割して表示することができる場合あり。

詳細は食品表示基準 Q & A を確認。

食用植物油脂、卵黄、醸造酢、香辛料、食塩、砂糖からなるマヨネーズを仕入れて使用した場合（香辛料、食塩、砂糖はマヨネーズにおける割合が5%未満）

1 基本の書き方

原材料名	〇〇、△△、マヨネーズ(食用植物油脂、卵黄(卵を含む)、醸造酢、香辛料、食塩、砂糖)、□□、××
------	--

2 香辛料、食塩、砂糖を「その他」と表示する場合

原材料名	〇〇、△△、マヨネーズ(食用植物油脂、卵黄(卵を含む)、醸造酢、その他)、□□、××
------	--

※ 醸造酢は重量割合が3位以下ですが、5%以上使用されているため「その他」と表示できません。

3 使用したマヨネーズの最終製品に占める割合が5%未満の場合

原材料名	〇〇、△△、□□、××、……、マヨネーズ(卵を含む)
------	----------------------------

※ マヨネーズについては、「複合原材料の製品の原材料に占める重量の割合が5%未満である場合」でなくとも、「複合原材料の名称からその原材料が明らかである場合」に該当するため、複合原材料の原材料の表示を省略することも可能です。

食品表示Q & A（弁当－6）

複合原材料の原材料の表示を省略することができる具体例を教えてください。

- 次のいずれかに該当するときは複合原材料の原材料の表示を省略することができます。
 - (1) 複合原材料の製品の原材料に占める重量の割合が5%未満であるとき
 - (2) 複合原材料の名称からその原材料が明らかなきとき
なお、複合原材料の名称からその原材料が明らかなきときは、
 - ① 複合原材料の名称に主要原材料が明示されている場合（例；鶏唐揚げ、鯖味噌煮等）
 - ② 複合原材料の名称に主要原材料を総称する名称が明示されている場合
（例；ミートボール、魚介エキス、植物性たんぱく加水分解物等）
 - ③ JAS規格、食品表示基準別表第3、公正競争規約で定義されている場合
（例；ロースハム、マヨネーズ等）
 - ④ 上記以外で一般にその原材料が明らかである場合
（例；かまぼこ、がんもどき、ハンバーグ等）

等が考えられます。

したがって、例えば、鶏唐揚げは「鶏唐揚げ」と表示すればそれ自体の原材料を省略することができますが、煮物については、「煮物」と表示するだけではその原材料が明らかとはいえないので、煮物（里芋、人参、ゴボウ、コンニャク、しょうゆ、砂糖、水飴、みりん、食塩）などと表示することとなりますが、当該複合原材料に占める重量の割合の高い順が3位以下であって、かつ、当該複合原材料に占める重量割合が5%未満であれば「その他」とまとめて表示することが可能です。

原産地表示について

○令和4年3月31日で猶予期間終了。

令和4年4月1日以降に製造された加工食品については、**全て原産地表示が必要。**

■産地が表示されるもの

→ **全ての加工食品**の1番多い原材料

※「外食」「容器包装に入れずに販売する場合」「作ったその場で販売する場合」「輸入品」等は対象外

■表示方法

【**原則**の表示方法】

① **国別重量順表示**

【**新たな表示方法**】

② **製造地表示**

③ **又は表示**

④ **大括り表示**

《① 国別重量順表示 その1》

1番多い原材料が**生鮮食品**の場合は、その**産地**を表示します。

名 称	ウィンナーソーセージ
原材料名	豚肉（アメリカ産、国産、その他）、 豚脂肪、たん白加水分解物・・・



上の例のように2カ国以上の産地の豚肉を混ぜて使用している場合は、多い順に国名が表示されます。この「**国別重量順表示**」が原則となります。

《① 国別重量順表示 その2》

【産地が1か国の場合】

豚肉（アメリカ産）

【産地が2か国の場合】

豚肉（アメリカ産、国産）

「アメリカ産、国産」と表示されていた場合、「アメリカ産」の方が「国産」よりも多く使用されています。

【産地が3か国以上の場合：全て表示する場合】

豚肉（アメリカ産、国産、カナダ産、デンマーク産）

【産地が3か国以上の場合：3か国目以降を「その他」と表示する場合】

豚肉（アメリカ産、国産、その他）

原材料の原産地が3か国以上ある場合、多い順に2か国を記載し、3か国目以降は「その他」とまとめて表示できます。

《② 製造地表示 その1》

1番多い原材料が**加工食品**の場合は、原則としてその**製造地**を「○○製造」と表示します。

名 称	チョコレートケーキ
原材料名	チョコレート (ベルギー製造)、小麦粉・・・

【表示の意味】

チョコレートがベルギーで作られたことを意味します。
ベルギー産のカカオ豆を使用しているという意味ではありません。

《② 製造地表示 その2》

1番多い原材料に使われた生鮮食品の産地がわかっている場合には、「○○製造」の代わりに、その産地を表示することができます。

名 称	チョコレートケーキ
原材料名	チョコレート、小麦粉・・・
原料原産地名	<u>ガーナ（カカオ豆）、インドネシア（カカオ豆）</u>

【表示の意味】

チョコレートに使われたカカオ豆の産地が、「ガーナ」、「インドネシア」であることを意味しています。

カカオ豆は、「ガーナ」産の方が「インドネシア」産より多く使用されています。

チョコレートがガーナやインドネシアで作られたという意味ではありません。

《③ 又は表示》

名 称 ウィンナーソーセージ

原材料名 豚肉（**アメリカ産又は国産**）、豚脂肪、たん白加水分解物・・・

※ 豚肉の産地は、令和〇年の使用実績順

【表示の意味】

「アメリカ産」と「国産」以外の国の原材料は使用されていません。
過去の使用実績等では、「アメリカ産」の方が「国産」よりも多く使用されていたことを示しています。

「又は表示」をした場合であって、過去の使用実績等における平均使用割合が5%未満の産地は、「アメリカ産又は国産（5%未満）」と表示されます。この場合、国産が5%未満であったことを示しています。

《④ 大括り表示》

名 称 ウィンナーソーセージ

原材料名 豚肉（**輸入**）、豚脂肪、たん白加水分解物・・・

【表示の意味】

3か国以上の外国の産地の原材料が使用されています。
国産の原材料は使用されていません。

《③ + ④ 大括り表示 + 又は表示》

名 称 ウィンナーソーセージ

原材料名 豚肉（国産又は輸入）、豚脂肪、たん白加水分解物・・・

※ 豚肉の産地は、令和〇年の使用実績順

【表示の意味】

国産及び3か国以上の外国の産地の原材料が使用されています。

過去の使用実績等では、「国産」の方が、「輸入」でまとめた外国の産地の合計よりも多く使われていたことを示しています。

《その他》

◎従来の個別4品目（農産物漬物、野菜冷凍食品、うなぎ加工品、かつお削りぶし）に「**おにぎり**」が加わり、**個別5品目**になりました。おにぎりに使用した「**のり**」の名称の次に括弧を付して、当該「のり」の原料となる原そうの原産地について国別重量順で表示します。

名 称	おにぎり
原材料名	ご飯（米（国産））、鮭、 のり（国産） 、食塩

◎ 22食品群と個別5品目のルールは、新たな加工食品の原料原産地表示制度の開始後も、引き続き適用されます（原則として「又は表示」等は使用できません）。

※ただし、22食品群について、原材料中、重量割合50%以上の生鮮食品がない場合でも、新たな制度に基づき、原材料に占める重量の割合がもっとも高い原材料の原産地を表示する必要があります。

《個別 5 品目》

① 農産物漬物

重量割合上位4位(内容重量が300g以下のものは上位3位)かつ5%以上の原材料

② 野菜冷凍食品

重量割合上位3位かつ5%以上の原材料

③ うなぎ加工品

うなぎ

④ かつお削りぶし

かつおのふし

⑤ おにぎり

のり

内容量について

- 特定商品の販売に係る計量に関する政令第5条に掲げる特定商品（以下、特定商品）については、計量法の規定により表示することとし、それ以外の食品についてはg、kg、ml、L又は個数等の単位で単位を明記して表示する。
- 内容量を外見上容易に識別できるもの（特定商品、特定保健用食品及び機能性表示食品を除く。）は内容量を省略できる。

【参考】 特定商品（抜粋 1～5）

	第12条第1項：特定商品（内容量を法定計量単位で表示する際は量目公差内であること。）	第13条第1項：量目公差及び表記義務対象の特定商品（左記商品のうち、密封した時、表記義務のかかるもの）	特定物象量	量目公差の区分	量目公差の上限
1	精米及び精麦	精米及び精麦	質量	表(1)	25kg
2	豆類(未成熟のものを除く。)及びあん、煮豆その他の豆類の加工品 (1)加工していないもの	豆類(未成熟のものを除く。)及びあん、煮豆その他の豆類の加工品 (1)加工していないもの	質量	表(1)	10kg
	(2)加工品	(2)左に掲げるもののうち、あん、煮豆、きなこ、ピーナッツ製品及びはるさめ	質量	表(1)	5kg
3	米粉、小麦粉その他の粉類	米粉、小麦粉その他の粉類	質量	表(1)	10kg
4	でん粉	でん粉	質量	表(1)	5kg
5	野菜(未成熟の豆類を含む。)及びその加工品(漬物以外の塩蔵野菜を除く。) (1)生鮮のもの及び冷蔵したもの	野菜(未成熟の豆類を含む。)及びその加工品(漬物以外の塩蔵野菜を除く。) (1)(左のうち、該当するものなし)	質量	表(2)	10kg
	(2)缶詰及び瓶詰、トマト加工品並びに野菜ジュース	(2)缶詰及び瓶詰、トマト加工品並びに野菜ジュース	質量又は体積	表(1)又は表(3)	5kg又は5L
	(3)漬物(缶詰及び瓶詰を除く。)及び冷凍食品(加工した野菜を凍結させ、容器に入れ、又は包装ものに限る)	(3)左に掲げるもの(らっきょう漬け以外の小切り又は細切していない漬物を除く。)	質量	表(2)	5kg
	(4)(2)又は(3)に掲げるもの以外の加工品	(4)左に掲げるもののうち、きのこの加工品及び乾燥野菜	質量	表(1)	5kg

食品関連事業者の氏名又は名称及び住所

- 食品関連事業者のうち表示内容に責任を有する者の氏名又は名称及び住所を表示する。
- 事項名は「製造者」又は「加工者」又は「輸入者」とする。製造業者、加工者又は輸入業者との合意等により、これらの者に代わって販売業者が表示責任者となることも可能。この場合事項名を「販売者」とする。

製造所又は加工所の所在地及び製造者又は加工者の氏名又は名称

- 製造所又は加工所の所在地及び製造者又は加工者の氏名又は名称を表示する。
- 食品関連事業者の住所又は氏名若しくは名称が製造所若しくは加工所の所在地又は製造者若しくは加工者の氏名若しくは名称と同一である場合は、製造所若しくは加工所の所在地又は製造者若しくは加工者の氏名若しくは名称を省略することができる。

製造者等表示例(食品表示基準Q&A(加工-258))

- ① 表示責任者が販売者であり、製造者が異なる場合
ア 製造所の所在地及び製造者の氏名又は名称を一括表示部分の枠外に表示した場合の表示例

販売者の欄に近接して表示してください。

名称	
原材料名	
添加物	
内容量	
賞味期限	
保存方法	
販売者	□□株式会社 東京都千代田区霞が関■-■-■
製造所※1	○○株式会社 東京都千代田区永田町●-●-●

- ② 表示責任者が製造者である場合（販売者と製造者が同一の場合を含む。）
製造者が表示責任者の場合は、製造者の氏名又は名称、製造者の住所及び製造所の所在地を表示すればよい。
ア 製造所の所在地及び製造者の氏名又は名称を一括表示部分の枠外に表示した場合の表示例

製造者の欄に近接して表示してください。

名称	
原材料名	
添加物	
内容量	
賞味期限	
保存方法	
製造者	□□株式会社 東京都千代田区霞が関■-■-■
製造所※4	東京都千代田区永田町●-●-●

注意事項

- 販売者のみの表示は不可。
- 表示責任者の氏名又は名称及び住所について、法人の場合、消費者の問い合わせ等に応答できる者の氏名又は名称及び住所であれば、法人登記されている名称又は住所である必要はない。
- 製造所又は加工所の所在地及び製造者又は加工者の氏名又は名称については、法人登記されている内容を記載する。
- 製造所又は加工所の所在地は、指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市をいう。）及び県庁所在地の市は都道府県名を省略できる。

食品表示基準の変更点について

遺伝子組換え表示について

- 令和5年4月1日以降、「遺伝子組換えでない」表示が認められる条件を現行制度の「5%以下」から「不検出」に厳格化されることについて追記
- 令和5年3月9日、「特定遺伝子組換え」に係る表示義務の対象にEPA及びDHA産生の形質を有する「なたね」が追加された。

遺伝子組換え表示制度の概要

遺伝子組換え農産物としての義務表示の対象

- 厚生労働省において安全性が確認された農産物9種類
(基準別表第16)

- ① 大豆 ② とうもろこし ③ ばれいしょ
- ④ なたね ⑤ 綿実 ⑥ アルファルファ
- ⑦ てん菜 ⑧ パパイア ⑨ からしな

- ①～⑨を原材料とした33加工食品群 (基準別表第17)

→ 加工工程後も組み換えられたDNA又はこれによって生じたたんぱく質(以下「DNA等」という。)が残存するもの。

遺伝子組換え表示
表示義務あり



遺伝子組換え表示
表示義務対象外



製品に組み換えられたDNA
等が残存しないため

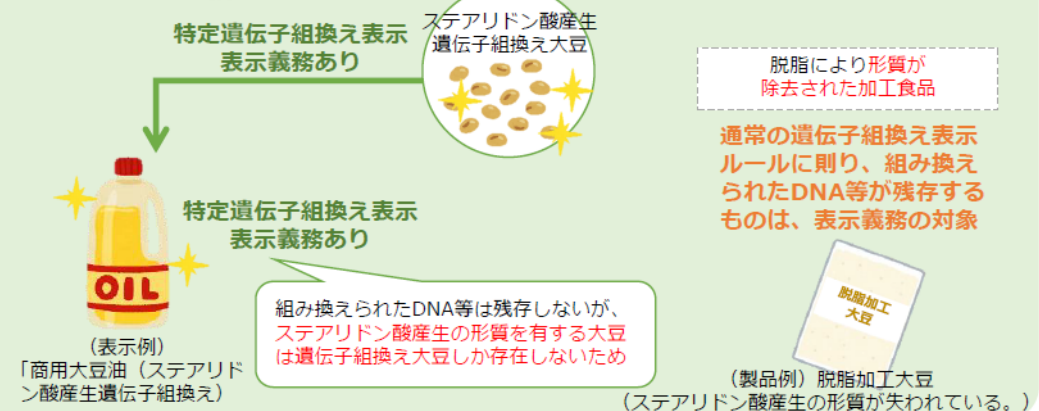
特定遺伝子組換え農産物としての義務表示の対象

- 遺伝子組換え農産物のうち、組換えDNA技術を用いて生産されたことにより、組成、栄養価等が通常の農産物と著しく異なる特定遺伝子組換え農産物2種類
(基準別表第18)

- ① ステアリドン酸産生大豆 ② 高リシンとうもろこし
- ③ EPA及びDHA産生なたね

- ①～③を主な原材料とした加工食品 (基準別表第18)

→ 組み換えられたDNA等が残存しない加工食品についても、ステアリドン酸産生等の「形質」を分析することで遺伝子組換え農産物であることが判別可能なため、義務表示の対象。



参考: 令和5年2月7日消費者庁食品表示企画課資料 「遺伝子組換え表示制度について」

義務表示制度

義務対象※2

安全性審査を経て流通が認められた9農産物及びそれを原材料とした33加工食品群※3

(食品表示基準 別表第17)

対象農産物	加工食品※4
大豆 (枝豆及び大豆もやしを含む。)	1 豆腐・油揚げ類、2 凍り豆腐、おから及びゆば、3 納豆、4 豆乳類、5 みそ、6 大豆煮豆、7 大豆缶詰及び大豆瓶詰、8 きなこ、9 大豆いり豆、10 1から9までに掲げるものを主な原材料とするもの、11 調理用の大豆を主な原材料とするもの、12 大豆粉を主な原材料とするもの、13 大豆たんぱくを主な原材料とするもの、14 枝豆を主な原材料とするもの、15 大豆もやしを主な原材料とするもの
とうもろこし	1 コーンスナック菓子、2 コーンスターチ、3 ポップコーン、4 冷凍とうもろこし、5 とうもろこし缶詰及びとうもろこし瓶詰、6 コーンフラワーを主な原材料とするもの、7 コーングリッツを主な原材料とするもの(コーンフレークを除く。)、8 調理用のとうもろこしを主な原材料とするもの、9 1から5までに掲げるものを主な原材料とするもの
ばれいしょ	1 ポテトスナック菓子、2 乾燥ばれいしょ、3 冷凍ばれいしょ、4 ばれいしょでん粉、5 調理用のばれいしょを主な原材料とするもの、6 1から4までに掲げるものを主な原材料とするもの
なたね	
綿実	
アルファルファ	アルファルファを主な原材料とするもの
てん菜	調理用のてん菜を主な原材料とするもの
パパイヤ	パパイヤを主な原材料とするもの
からしな	

★ しょうゆや植物油などは、最新の技術によっても組換えDNA等が検出できないため、表示義務はありませんが、任意で表示をすることは可能です。この場合は、義務対象品目と同じ表示ルールに従って表示してください。

※2 従来のもものと組成、栄養価等が同等のもの

※3 組換えDNA等が残存し、科学的検証が可能と判断された品目

※4 表示義務の対象となるのは主な原材料(原材料の重量に占める割合の高い原材料の上位3位までのもので、かつ、原材料及び添加物の重量に占める割合が5%以上であるもの)

参考:消費者庁パンフレット「知っていますか? 遺伝子組換え表示制度」

義務表示制度

表示方法

分別生産流通管理をして遺伝子組換え農産物を区別している場合及びそれを加工食品の原材料とした場合



分別生産流通管理が行われた遺伝子組換え農産物である旨を表示
<表示例>「大豆(遺伝子組換え)」等

分別生産流通管理をせず、遺伝子組換え農産物及び非遺伝子組換え農産物を区別していない場合及びそれを加工食品の原材料とした場合



遺伝子組換え農産物と非遺伝子組換え農産物が分別されていない旨を表示
<表示例>「大豆(遺伝子組換え不分別)」等

分別生産流通管理をしたが、遺伝子組換え農産物の意図せざる混入が5%を超えていた場合及びそれを加工食品の原材料とした場合^{※5}

「不分別」という言葉では消費者に分かりにくいとの指摘もあります。パッケージに余白がある場合は、「遺伝子組換え不分別」の意味について説明文を付記することが消費者の正しい理解につながります。

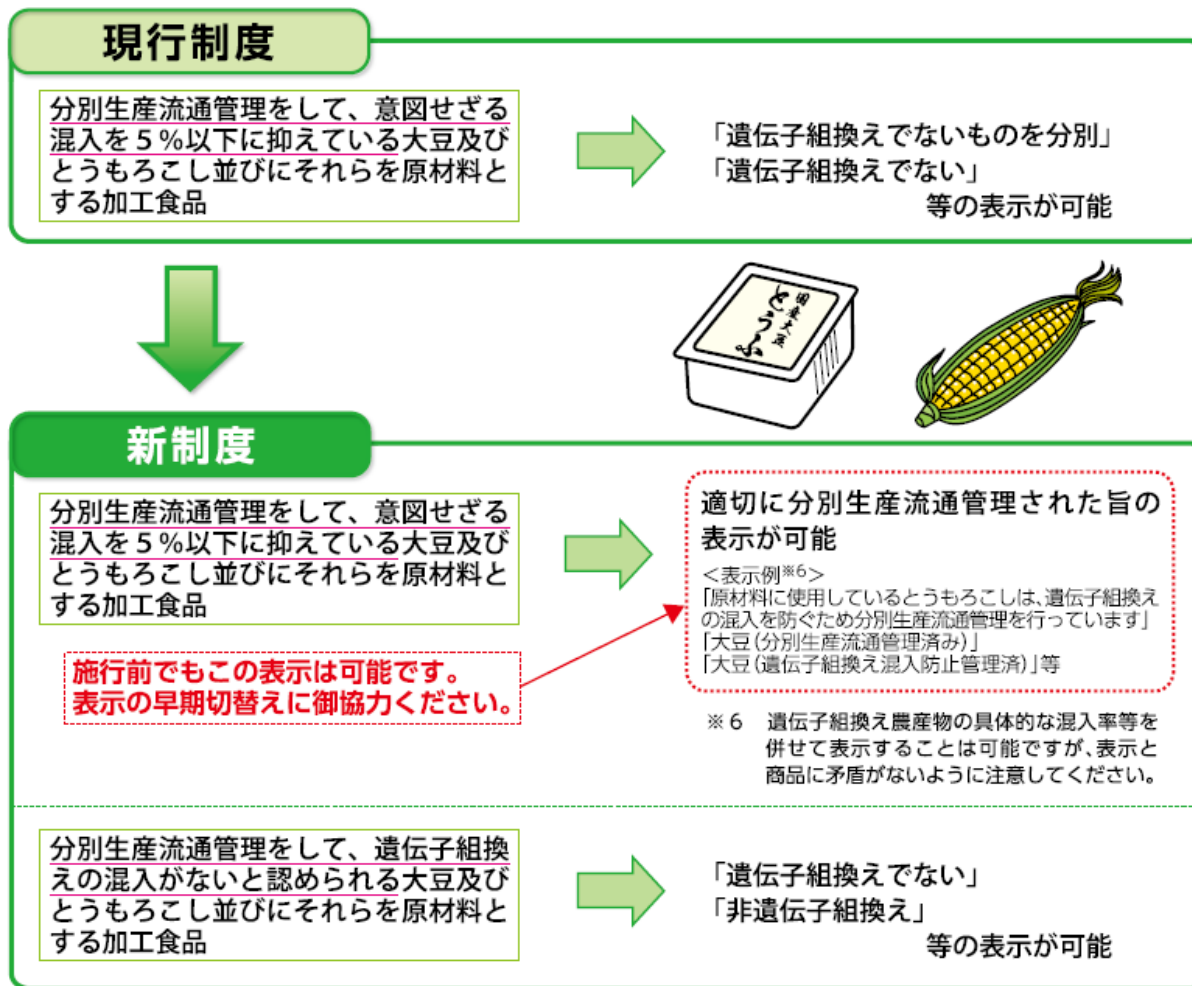
※5 大豆及びとうもろこしに限る

キーワード:「分別生産流通管理」

分別生産流通管理 (IP ハンドリング) とは、遺伝子組換え農産物と非遺伝子組換え農産物を生産、流通及び加工の各段階で善良なる管理者の注意をもって分別管理し、それが書類により証明されていることをいいます。

参考:消費者庁パンフレット「知っていますか? 遺伝子組換え表示制度」

任意表示制度(2023年4月1日施行)



参考:消費者庁パンフレット「知っていますか? 遺伝子組換え表示制度」

① 分別生産流通管理をして、意図せざる混入を5%以下に抑えている場合の表示例

分別生産流通管理が行われた旨の表示例

(1) 一括表示事項欄に表示する場合

名 称	豆乳
原材料名	大豆 (分別生産流通管理済み)

【その他の具体的な表示例】

- 遺伝子組換え混入防止管理済
- 遺伝子組換えの混入を防ぐため分別

(2) 一括表示事項欄外に表示する場合

名 称	豆乳
原材料名	大豆

原材料に使用している大豆は、遺伝子組換えの混入を防ぐため分別生産流通管理を行っています。

- 大豆は、遺伝子組換えのものと分けて管理したものを使用しています。

(3) 任意表示をする場合の留意事項

- ◆ 表示の読み手の主観によって左右されるような表現
- ◆ 遺伝子組換えの混入がない原材料であると消費者が誤解するような表示

→消費者の正しい選択を妨げるおそれがあるため不適切

【不適切な表示例】

- 遺伝子組換えトウモロコシはほぼ含まれていません。
- 大豆の分別管理により、できる限り遺伝子組換えの混入を減らしています。
- 遺伝子組換えでないものを分別 等

(食品表示基準 Q & A GM-38)

参考：令和5年2月7日消費者庁食品表示企画課資料
「遺伝子組換え表示制度について」



新たな遺伝子組換え表示制度における任意表示について

② 分別生産流通管理をして、遺伝子組換え農産物の混入がないことの確認方法

遺伝子組換え農産物の混入がないことの確認方法

第三者分析機関等による分析※

- 第三者分析機関等による分析結果は、事業者における遺伝子組換え農産物が混入していないことの確認方法の一つとして有効ですが、任意表示の必須の条件ではありません。

※ 分別生産流通管理を実施した非遺伝子組換えダイズ穀粒及びトウモロコシ穀粒に遺伝子組換え農産物の意図せざる混入があるかどうかを確認するための新たな公定検査法については、令和3年9月15日付け改正の「食品表示基準について」（平成27年3月30日付け消食表第139号消費者庁次長通知）の「別添 遺伝子組換え食品表示関係」を御確認ください。

その他の方法

- 以下を証明する書類等を備えておく方法が有用ですが、行政の行う科学的検証及び社会的検証の結果において、原材料農産物に遺伝子組換え農産物が含まれていることが確認された場合は、不適正な表示となります。
 - ① 生産地で遺伝子組換えのものとの混入がないことを確認した農産物を袋等又は専用コンテナに詰めて輸送し、製造者の下で初めて開封していることが証明されていること
 - ② 国産品又は遺伝子組換え農産物の非商業栽培国で栽培されたものであり、生産、流通過程で、遺伝子組換え農産物の栽培国からの輸入品（適切に分別生産流通管理され、遺伝子組換え農産物の混入が5%以下に抑えられた場合を含む。）と混ざらないことを確認しており、その旨が証明されていること
 - ③ 生産、流過程で、各事業者において遺伝子組換え農産物が含まれていないことが証明されており、遺伝子組換え農産物が含まれない旨が記載された分別生産流通管理証明書を用いて取引を行っている場合

(食品表示基準 Q & A GM-40)

参考：令和5年2月7日消費者庁食品表示企画課資料
「遺伝子組換え表示制度について」

2022年10月1日 から **有機酒類** に



有機JASマークの表示が
できるようになりました!

有機酒類は、これまでJASの対象とされていませんでしたが、JAS法が改正され、2022年10月1日から有機加工食品のJASの認証を取得し、有機JASマークの表示ができるようになりました。

有機酒類の表示には有機JASマークが必要な?

2025年10月1日以降、酒類に「有機」、「オーガニック」等と表示するには有機JAS認証を取得し、有機JASマークを付すことが必要になりました。

2022年10月1日から2025年9月30日までは、有機酒類の表示は以下の2通りの方法が認められています。

輸入品についても同様です。

- ①有機加工食品のJASの認証を取得し、有機JASマークを貼付の上、表示を行う。
- ②国税庁の「酒類における有機の表示基準」※に従い表示を行う。
(有機JASマークの貼付は行わない。)

※「酒類における有機の表示基準」は2022年10月1日に廃止となりましたが、2025年10月1日までの間、引き続き廃止前の基準を適用できる措置が設けられています。輸入品についても同様です。

どんな効果があるの?

- ・国内市場においては、有機酒類について、他の有機加工食品と同様に有機JAS認証が必須となり、消費者は有機JASマークに基づく合理的な商品選択をすることが可能になります。
- ・海外市場においては、有機酒類の同等性を海外の主要市場国・地域と相互承認し、有機酒類の輸出拡大を目指します。

参考：[有機同等性についてリンク](#)



お問合せ先

農林水産省 大臣官房 新事業・食品産業部 食品製造課 基準認証室
ダイヤルイン：03-6744-7139

食品表示基準第7条
特色のある原材料等に関する事項関係

参考：農林水産省HP

米トレーサビリティ法の概要

- 「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」



参考:農林水産省
パンフレット

伝達



産地情報の伝達

事業者間における産地情報の伝達

米・米加工品(注3)を他の事業者へ譲り渡す場合には、伝票等(注4)又は商品の容器・包装への記載により、産地(注5)情報の伝達が必要です。

(注3) 取引等の記録の対象品目と同じ。(ただし、飼料用・バイオエタノール用等非食用に供されるものは除く。)

(注4) 伝票等:伝票以外に、納品書、規格書等への記載でも可。

(注5) 産地:米の場合はその産地、米加工品の場合はその原料米の産地。

◆事業者間で産地情報を伝達していなかった場合には、罰則規定(50万円以下の罰金)が適用になります。

一般消費者への産地情報の伝達

一般消費者に米・米加工品を販売する場合には、米トレーサビリティ法に基づき、産地情報の伝達を行うことが必要です。

ただし、食品表示法で原料原産地表示の義務がある玄米・精米・もちは、食品表示法に従い、これまでどおり表示をしてください(※)。

また、外食店等(料理を提供する事業者)では、米飯類のみ産地情報の伝達が必要です。

※一部の商品については、食品表示法に加え米トレーサビリティ法に基づいて産地情報伝達を行う必要があります。詳しくはお近くの地方農政局等までお問い合わせ下さい。

◆一般消費者へ産地情報を伝達していなかった場合には、勧告・命令を行い、当該命令に従わなかった場合には、罰則規定(50万円以下の罰金)が適用になります。

外食店等における一般消費者への産地情報の伝達手段

店内に産地情報を
掲示



産地情報については、
店員におたずね
ください。



店内に産地を
知ることが
できる方法
を掲示



メニューに
産地情報を記載



参考:農林水産省
パンフレット

小売店における一般消費者への産地情報伝達手段

○ 産地情報を商品へ直接記載することにより伝達する場合

- ・国産米の場合は「国内産」「国産」等と記載。(ただし、都道府県や一般に知られた地名でも可。)
- ・外国産の場合はその「国名」を記載。



- ①原材料に占める重量の割合の多い順に記載。
- ②産地が3か国以上ある場合には、上位2か国のみ記載し、その他の産地を「その他」と記載可能。

○ 産地情報を知ることができる方法により伝達する場合

Point! Webサイトによる伝達を行う場合のポイント

- ① 商品等にWebアドレスを記載。
- ② 商品パッケージにWebにアクセスすることにより産地情報が入手できる旨の記載が必要。
- ③ Web上で当該商品の製造年月日やロット番号等と産地情報との対応関係が把握できるようにする必要。

- ② 原料米の産地情報については当社HPをご覧ください。
- ① <http://www.xxxxxxxxxx.xx.xx>

Point! 電話等を活用した問い合わせによる伝達を行う場合のポイント

- ① 商品等に「お客様相談窓口の電話番号」を記載。
- ② 当該電話番号が、単なるお客様相談電話でなく、「産地情報を入手するため」の照会先である旨の記載が必要。

- ② 原料米の産地情報についてはお客様相談窓口へお尋ねください。
- ① ☎0120-0000-0000

参考：農林水産省
パンフレット